

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分する。

平成29年2月3日

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 

平成28年度つくばみらい市一般会計補正予算（第4号）

平成28年度つくばみらい市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
放課後児童クラブ移送運行業務委託	平成28年度から 平成29年度まで	5,706	平成28年度から 平成29年度まで	7,144

平成28年度

つくばみらい市一般会計補正予算に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			
						国(県)支出金	地 方 債	そ の 他	
放課後児童クラブ移送運行業務委託	7,144			平成 28 年度から 平成 29 年度まで	7,144				7,144
合 計	7,144				7,144				7,144